

沼田市飲用井戸等衛生対策要領

1 目的

この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

2 対象施設

この要領において対象とする施設は、沼田市内における次に掲げるいずれかであって、水道法（対象：上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道）、沼田市小水道条例（平成 25 年条例第 17 号）（対象：小水道事業、専用小水道、専用自家水道）、沼田市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 14 号）（対象：貯水槽水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）（対象：特定建築物）等の適用を受けない地下水、表流水、湧水等を水源として利用するものとする。

- (1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下、「一般飲用井戸」という。）
- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所（旅館及び公衆浴場を除く。）等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下、「業務用飲用井戸」という。）
- (3) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設（以下「小規模貯水槽水道」という。）

3 衛生確保対策

飲用井戸等の衛生確保は、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）が自らの責任で行うことを基本とし、沼田市（以下、「市」という。）は、飲用井戸等の衛生確保が図られるよう設置者等に対し、適正な管理の指導及び助言に努めるものとする。

- (1) 市は、管下における飲用井戸等に係る地下水の汚染状況を関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。
- (2) 市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集及び整理し、設置者等及び使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 市は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、設置者等に対し、次に掲げる基準に従い飲用井戸等を管理するよう指導に努めるものとする。

- ア 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。
- イ 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）及び井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めるものとする。また、小規模貯水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。
- ウ 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置する場合は、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するものとする。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

4 飲用井戸等の検査

市は、設置者等に対し、次に掲げる基準に従いその検査を実施するよう指導に努めるものとする。

- (1) 設置者等は、飲用井戸等について次に掲げる検査を行うこと。
 - ア 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の検査（水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査）
 - イ 小規模貯水槽水道における定期の検査（水道法第 34 条の 2 第 2 項に基づく簡易専用水道の管理状況についての検査に準ずる検査）
 - ウ 臨時の検査（飲用井戸から給水される水に異常を認めた場合に、水質基準項目のうち必要と認められるものについての水質検査）
- (2) 定期の検査は、一般飲用井戸（設置者等が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模貯水槽水道にあつては毎年 1 回以上行うものとするが、これ以外のものにあつても毎年一回以上行うことが望ましい。
- (3) 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。
- (4) 設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の

登録を受けた者に対して行うものとする。

5 汚染が判明した場合の措置

- (1) 設置者等は、当該飲用井戸等の水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (2) 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合は、市に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (3) 市は、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、関係部局と連携の上、汚染原因の把握に努め、必要な措置をとるものとする。この場合において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明したときは、当該飲用井戸等の所在する地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分についての適正化の指導が行われるよう関係部局との連絡調整に努めるものとする。